

平成 30 年度収支予算 (案)

1 収入の部

項 目	予算額	摘 要
1 負担金	円 283,357,000	高知県、高知市、土佐市
2 繰越金	2,198,403	前年度繰越金
3 諸収入	93,597	公式ポスター制作助成金、預金利息
計	285,649,000	

2 支出の部

項 目	予算額	摘 要
1 実行委員会運営費	円 291,000	実行委員会総会、幹事会の開催
2 企画運営・広報費	276,586,000	
(1) 大会実施運営費	198,133,000	大会実施運営業務の委託、放流魚種苗生産委託、出演者関係費 等
(2) 歓迎レセプション費	10,370,000	歓迎レセプションの開催費
(3) 関連行事関係費	1,272,000	関連行事会場（高知市）及びサテライト会場（東部・西部）の開催費
(4) 宿泊輸送業務費	44,090,000	招待者の宿泊・輸送業務等委託、招待者への大会記念品 等
(5) 作品コンクール実施費	5,622,000	作品の審査、表彰
(6) 機運醸成・広報費	9,465,000	豊かな海づくりキャラバン、大会記念リレー放流、公式ホームページ保守管理 等
(7) 御製碑制作費	5,819,000	御製碑の制作
(8) その他経費	1,815,000	会場飾花、衛生関係費
3 事務局運営費	8,772,000	実施本部運営費、消耗品費、契約印紙代等
計	285,649,000	

平成 30 年度 事業計画 (案)

1 「第 38 回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」の開催

○開催日：平成 30 年 10 月 27 日 (土)・28 日 (日)

○主 催：豊かな海づくり大会推進委員会

第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会

○後 援：農林水産省、環境省 (予定)

○行事及び会場

- | | | |
|---------------|----------------|------------------------|
| ・ 式典行事 | 10 月 28 日 | 高知市文化プラザかるぽーと
(高知市) |
| ・ 海上歓迎・放流行事 | 10 月 28 日 | 宇佐しおかぜ公園 (土佐市) |
| ・ 絵画・習字優秀作品御覧 | 10 月 27 日 | 城西館 (高知市) |
| ・ 歓迎レセプション | 10 月 27 日 | 城西館 (高知市) |
| ・ 関連行事 | 10 月 27 日・28 日 | 中央公園 (高知市) |

2 実行委員会等会議の開催

(1) 実行委員会総会の開催

- ・ 開催数：1 回 (第 5 回総会：平成 31 年 3 月予定)
- ・ 内 容：大会実施結果報告、平成 30 年度収支決算など

(2) 幹事会の開催

- ・ 開催数：必要に応じて開催

3 大会開催に向けた準備活動

(1) 大会実施本部の設置

大会の円滑な実施のため、高知県職員、高知市職員、土佐市職員等で構成する、「第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実施本部」を設置する。

大会の運営準備の進捗に合わせ、必要に応じて、本部員会議、班長会議、班員会議を開催する。

(2) リハーサル、宮内庁事前調査

大会の円滑な実施のため、大会の 1 ヶ月前及び前日にリハーサルを実施するとともに、宮内庁が実施する事前調査に対応する。

(3) その他

大会の円滑かつ効果的な開催に向けた連絡調整及び情報収集等を行う。

4 機運醸成・広報事業

(1) 作文・絵画・習字コンクールの実施

県内の次世代を担う児童・生徒を対象に、大会の開催意義や海・川の恵み、環境保全の大切さを広く理解してもらうことを目的に、作文・絵画・習字コンクールを実施する。

【作文コンクール】

○募集部門：小学校低学年・高学年、中学校、高等学校の4部門

○募集期間：4月2日（月）～6月1日（金）

【絵画・習字コンクール】

○募集部門：小学校低学年・高学年、中学校の3部門

○募集期間：4月2日（月）～6月1日（金）

(2) 豊かな海づくりキャラバンの実施

海や水産業に関連したイベントや集客力の高いイベントと連携を図りながら、大会PRを県内全域で実施する。

(3) 大会記念リレー放流の実施

県内全域における大会の機運醸成を図ることを目的として、市町村や漁協等、関係団体の協力のもと、園児等による稚魚の放流を行う。

(4) 魚食・食育普及の実施

子ども達に魚を「見る・触れる・食べる」機会を提供し、魚を身近に感じ興味をもってもらい、家庭での魚食普及を図ることを目的に魚食・食育普及活動を行う。

(5) 企画展の開催

子どもから大人まで幅広い世代に対し、環境保全の大切さや本県の森・川・海の魅力を伝える企画展を開催し、自然環境を守り育てる意識を高めていく。

(6) 第38回全国豊かな海づくり大会協賛行事の募集

企業や団体等が行う「森・川・海」の環境保全活動などを大会協賛行事として募集し、大会のPRや活動紹介などで連携する。

(7) PR隊の募集

大会趣旨に賛同する企業・団体等を「海づくり大会～高知家大会～PR隊」として登録し、企業・団体等の自主的な大会PRへの参画を促す。

(8) 大会ポスター、PRグッズ等によるPR

市町村や関連施設等における大会公式ポスター・のぼり旗などの掲示、大会キャラクター「くろしおくん」を活用した広報グッズ等による大会PRを実施する。

また、テレビCM、新聞等、各種広報媒体やSNSを積極的に活用し、効果的な広報活動を展開する。

5 大会終了後の取組み

(1) 大会実績報告書及び記録映像の作成

大会開催までの過程や大会当日の様態等を記録した「大会実績報告書」及び「記録映像」を作成する。

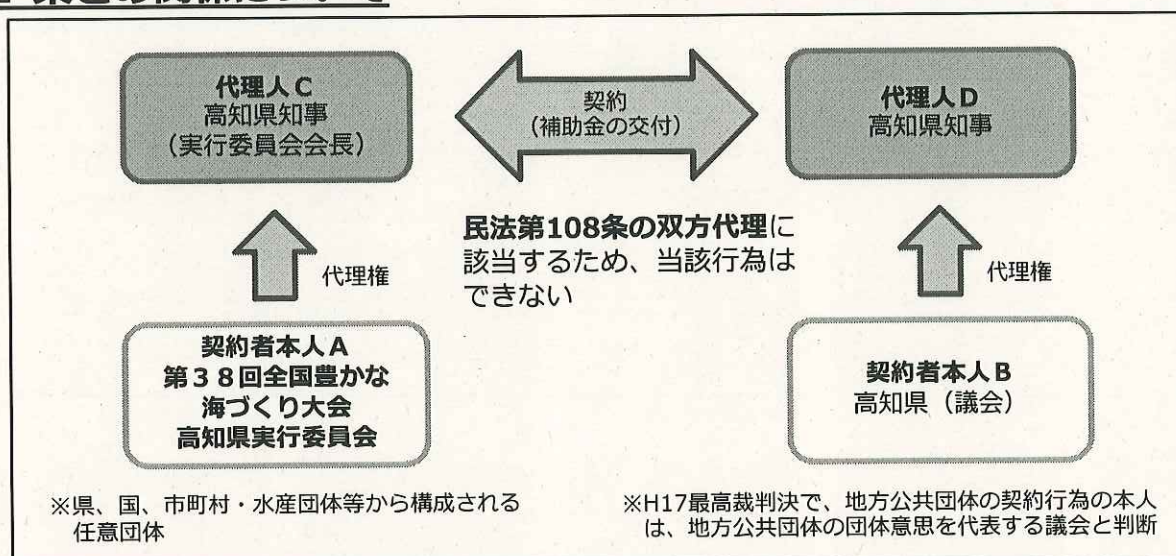
(2) 御製碑の制作

豊かな海づくりの大切さを末永く後世に伝えていくため、この大会を記念した御製碑を制作する。

**全国豊かな海づくり大会実行委員会負担金
(第38回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会への負担金)
の交付について**

資料 3 - 3

1 県との関係について



※双方代理に関する民法上の規定（民法（抜粋））

（自己契約及び双方代理）

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

（無権代理）

第113条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

（無権代理行為の追認）

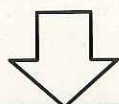
第116条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 負担金の交付にあたって

【これまでの対応】

・双方代理の解消に向け、負担金交付先の団体の代理人権限を、同団体の副会長に委任し、高知県の代理人である知事から当該副会長への負担金交付という形式をとってきた。

◆今般、県では、上記の「双方代理の解消」の手續に加え、民法第108条ただし書の規定を踏まえ、県議会に「あらかじめの許諾」を得ておくとともに、決算審査時期においても「事後の追認」を得ていくこととなった。



これを受けて実行委員会でも同様の対応を行っていく

	高知県実行委員会	県
あらかじめの許諾	事業計画及び収支予算の審議において、県から補助金等を受けることが、民法第108条の双方代理の関係にあることを説明のうえで、了承をいただく。	予算議案において、その補助金等が、どの団体に対する補助金なのかを明記するとともに、常任委員会において「知事が会長である団体への補助」であることを説明したうえで、了承をいただく。
事後の追認	実行委員会の決算報告において、県から補助金等を受けることが、民法第108条の双方代理の関係にあることを説明したうえで、了承をいただく。	翌年度の決算特別委員会における説明の際に、「知事が会長である団体への補助」であることを説明したうえで、了承をいただく。